

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成20年6月16日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第44号所管分の審査	2
質疑（村上委員、野口委員）	
議案第49号の審査	12
質疑（村上委員）	
採決	13
閉会の宣告	13

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年6月16日(月) 午前10時 開会
午前11時2分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 三宅秀明 委員 三好義治
委員 野口博 委員 村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 寺田正一 同室次長 有山泉
人権室女性政策課長 牛渡長子
総務部長 奥村良夫 同部次長兼総務防災課長 杉本正彦
同部参事兼財政課長 宮部善隆
消防長 石田喜好 消防本部次長兼消防署長 浜崎健児
同本部参事兼総務課長 北居一 同課参事 明原修

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第44号 平成20年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第49号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日はお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました平成20年度の摂津市一般会計補正予算所管分ほか1件についてご審議をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしく願います。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、先に議案第44号所管分の審査を行い、次に議案第49号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第44号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 44号の件につきまして、2点ばかりお聞きしたいと思います。

まず1点目なんですけども、今回、款20市債、項1市債、目2土木債という

ことで、補正が7億円ということで計上されております。また、前の7ページなんですけども、公共施設整備基金繰入金ということで、8億2,000万円の補正がなされているということでございます。

そういった中で、土木債につきましても、17億2,960万円ほどとなって、また公共施設の整備基金につきましても、14億100万円ほどになったということでございます。

こういった公債費、基金の繰り入れにつきましても、この前の本会議等々でも若干説明されておられましたけれども、この件につきまして今後の見通し、その件で再度お尋ねしたいと思います。

もう一点は、10ページなんですけれども、男女共同参画センター費ということで、節18の備品購入費の中で男女共同参画センター器具費というものが計上されております。器具費の購入の内容、使用目的、そういうものをお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、男女共同参画センター器具費に関するご質問についてご答弁申し上げます。

男女共同参画センターにおきましては、広く市民に活動の場を提供するとともに、活動支援の一環といたしまして、備品の提供、貸し出しを行っております。昨年11月にコミュニティ助成の申請を行いまして、20年4月に正式決定の通知をいただきましたので、補正予算に計上をさせていただいた次第でございます。

購入内容といたしましては、印刷機やプロジェクター、マイクセット、展示パネル等の購入を予定しております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 今回、基金を8億2、

000万円取り崩しまして、市債を7億円発行するわけでございますけれども、公共施設整備基金につきましては、19年度末現在高で28億7,900万円となる見込みでございます。

今回、吹田操車場跡地の取得費として7億円、それから、旧総合福祉会館撤去整備工事1億2,000万円ということで8億2,000万円取り崩しいたしますが、今回補正の公共施設整備基金の基金残高は14億8,000万円ということになってまいります。

それで、減債基金と財政調整基金を合わせました基金の残高は、今回の補正によりまして、約38億円になろうかと思えます。

今後、基金につきましては、20年度決算をもちまして、また不用額が出てまいりますと、できるだけ積み立ててまいりたいと考えております。

それから、市債でございますけれども、今回、吹田操車場跡地まちづくり事業債7億円を発行いたしますけれども、今回、7億円を発行いたしまして、今年度の借換債を除く市債は22億1,700万円となります。それで、私どもは元金償還金以内の新たな市債発行ということを進めておりまして、今年償還いたします元金償還金は33億円ということでございまして、私ども公債管理ということで努めております目的としては達成できるものと考えております。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 1点目の土木債等々の件なんですけれども、元利償還金も33億を考えておられるようなことでございます。今までは一般会計の公債費につきましては、順調に20数億円前後等々で変化をしておられるということで、ほぼ10年ぐらい順調に公債費が減ってきていると

いうことでもございます。

そういった中で、公債費、基金の件につきましては、なぜお聞きするかといいますと、11年か12年ほど前だったでしょうか、阪神・淡路大震災等が起きましたし、先日も宮城の方で震災も起きましたということで、大震災が起こった後、かなり復興等々の件で、財政難がかなり厳しくなってきたということもお聞きしておりますので、その辺で摂津市におきましても、今世紀前半だったでしょうか。東南海・南海地震の発生率というのが年々高くなってきているようなところもございまして、その辺の長期見通し等々も含めて、この基金等とまた公債費等については適正な形で公債費については順調に減らしていくという形で、基金についてはきちりと毎年積み立てていくという形での財政をお願いしたいと思います。

2点目なんですけれども、男女共同参画センターの絡みなんですけれども、先ほど印刷機とか展示パネル等を購入されるということでございました。これはあるものを交換される。古くなったのでその辺を交換されるのか、その辺、1点だけお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 先ほど申し上げました中で、印刷機につきましては、現在、買い替えを予定しております。これにつきましては、今現存しております印刷機の方がメンテナンス期日が過ぎておりまして、修理につきましても多額の費用を要しますことから、コミュニティの助成事業を活用し、印刷機の購入をさせていただきたいと思っております。

展示パネル等につきましては、現在、男女共同参画センターで市民の方がさまざまに活動される中でも、不足が生じて

おりまして、新たに追加をさせていただきたいと考えております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口委員 今回、補正で基金の取り崩しだとか、新たな土木債、市債の発行だとか、そういう予算が計上されていまして、2つの開発に関する補正でありますので、明日は特別委員会が予定されており、いろいろ論議の仕方が難しい部分もあるんですけども、とりあえず先般の本会議で論議された内容も踏まえて、斟酌してお答えをいただければと思います。

最初に、コミュニティ助成事業の問題です。資料をいただいておりますが、宝くじの剰余金を活用して、市町村の申請に基づいて、多くの方々が活用するという位置づけで、この助成金が動いておりますけれども、この数年間助成金をいただいた内容を見ますと、女性センターだとか、安威川公民館だとか、健康推進課、青少年課とか、そういうところでのいろんな備品がこの間助成いただいているという流れを見ていまして、最も身近な公共施設としては集会所がありますけれども、集会所での備品の問題も含めて、今後当面、どういうコミュニティ助成制度に基づいて申請しようと思っているのか、担当が違うかもわかりませんが、その辺についてお答えをいただければと思います。

2つ目は、財政問題であります。1つは吹操跡地に関連した問題です。この間、いろんな開発に絡まって協定書を結ばれて、ある程度予算が明らかになりつつあります。

当初予算では、吹田操車場跡地まちづくり関連では、800万円の跡地利用業務委託費が計上されて、これから7月の

都計審だとか含めて、いろいろな行政手続が始まってくるだろうと思いますが、先日の協定では、防災公園で6億円を市債として発行して獲得をし、全体は9億円でありますけれども、国の補助金がつくとか、その他の3億円ほどの整備にかかるなど、いろんな数字的に飛び交っているわけであります。今回、14億4,000万円ほどの土地購入に伴って、基金の取り崩しと新たな市債の発行が計上されていますので、とりあえず吹田操車場跡地利用分で全体予算はどのぐらいになって、その内どの時期にどの金額が執行されるのかということをも含めて、財源問題を少し明らかにしていただきたい。

というのは、協定書では防災公園購入費が6億円という答弁をされてはいますが、事業実施の時期もありますけれども、現状では800万円しか計上されていないということもありますので、そういう点でその数字を明らかにしていただきたい。

2つ目は、吹田操車場跡地関連で、土地購入の4,200万円端数については、平成19年度の繰越金を活用することで、予算措置がされていますので、それに関連して少しだけ確認をしておきたい。

5月末に平成19年の予算が締められて、今決算状況のいろいろな作業が行われていると思いますが、現時点で、例えば経常収支比率だとか、黒字か赤字を示す実質収支だとか、大まかにわかっている部分、公表できれば教えていただきたい。

平成18年度決算では、実質収支が1億6,000万円でありました。これに対して繰越金が6,600万円と。今回4,200万円程度あります。そういうことも過去ありますので、現時点で数字

が示せば示していただきたいと思います。

南千里丘関連の問題です。今回1億2,000万円、旧福祉会館の解体撤去等で基本設計に基づいてアスベストの撤去作業もありますので、基本設計段階で提案をし、こういう金額が計上されたということでもあります。

そこで、全体の先日の本会議の論議を踏まえて、数字的なものは明日明らかにされると思いますけど、大枠、この間いただいているさまざまな資料の中で、現状到達では総工事費がいくらになるのかということと、継続費など見ていると、中期財政見通しの関係では、実質公債費比率が25%を超えているので、南千里丘のまちづくり事業としては単独で市債を組めない、借金組めないということがありますけども、しかし継続費の調書を見たら、平成20年度2億2,000万円ほどの市債も組んでおられると。

この辺の整合性も含めて、全体工事費と財源内訳を明らかにしていただきたいと思います。

先ほどの質問で、基金残高に関連してご答弁がありました。平成20年度元利償還金で、元金の償還が33億円なので、この間、財政指標として元金償還を超えない新たな借金をということで、そういうリミットも決めて財政運営をしてこられましたけれども、これに関連して確認したいんですけども、中期財政見通しでは、平成20年度基金残高が見込みで約54億円という数字でありました。ご答弁の中でありましたように、今回の第2回定例会の基金の取り崩しの結果、主要基金でご答弁ありましたように、38億2,000万円の残高になっています。そういう第2回定例会での基金の残高状況と、先ほど吹操跡地だとか、南千里丘

でも、継続費を組んでそれぞれ財源内訳も示されておりますけれども、いろいろな財政状況の変化によっては、基金で賄おうということも予想されますが、そういう点も含めて、中期財政見通しの関係で、基金残高をどう見ているのかということもご答弁いただければと思います。

○山本善信委員長 有山次長。

○有山市長公室次長 それでは、コミュニティ助成の集会所等の備品の活用ということで、ご答弁させていただきます。

コミュニティ助成の対象とされる事業は5事業ございまして、一般コミュニティ、緑化推進コミュニティ、自主防災組織育成、4つ目としてコミュニティセンター、5番目として青少年の健全育成、この5つの事業が対象になっております。

ご指摘いただきました集会所ということでございますが、本来、コミュニティ助成については、目的施設でその施設が有すべき備品については補助の対象外になっております。したがって、集会所のようにもともと貸し出すことを目的としている施設については、その対象となる備品が限定されており、なかなか難しいと思っております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 何点かご質問があったものについてご答弁申し上げます。

まず、吹田操車場跡地まちづくりの総事業費ということでございますけれども、私ども聞いておりますのは、今回、用地取得に補正で上がっております14億4,000万円、それから債務負担を上げさせていただいております6億円ということで、財政としては把握いたしております。

それから、今回一般財源として充てます前期繰越金の件でございますけれども、19年度決算につきましては、出納期間

が経過しておりますけれども、現在決算作業中でございますが、おおよその収支のめどがつかまりましたので、今回補正予算の充当財源として前年度繰越金を計上させていただきます。

収支見込ということでございますが、これはあくまで現在のところの試算値ということでお願いしたいのですが、歳入が305億7,500万円、歳出が301億7,400万円、それと翌年度へ繰り越すべき財源というものが2億2,900万円ございまして、これを引きますと、一般会計の実質収支は1億7,100万円程度になる見込みでございます。

ということで、剰余金がございますと、その2分の1に当たる分は基金に積むということになっておりますので、残余分は8,500万円程度になろうかと思えます。

今回、8,500万円ということでございますので、そのうちの4,182万5,000円を予算計上させていただいたところでございます。

それから、経常収支比率の指標の見込みということでございますけれども、経常収支比率につきましては、まだ決算が出ておりませんので、数値としてはなかなかお示しできませんけれども、現在のところ18年度並みになろうかと考えております。

それと、今回、市債を発行する分でございますけれども、まず南千里丘の総事業費ということでございますけれども、私ども把握しております中では、阪急の負担金を含めまして、44億円程度と聞いております。

たしか昨年の決算の委員会のときだったと思っておりますけれども、実質公債費比率が25%を超えておりますので、起債は見込んでいないというお答えをいたしてお

ります。確かに、実質公債費比率25%以上になりますと、起債制限を受けまして、一般単独事業に係る地方債発行は許可できないということになっております。

しかしながら、17年度に起債制限比率が20%未満であった団体につきましては、公債費適正化計画を作成いたしまして、その内容を実施の状況に応じて許可されることもあるとされております。

それで、19年度は公債費適正化計画実施しておる最中であり、また新たな建設事業債につきましては、できるだけ抑制するという財政のスタンスがございましたので、決算の委員会の時点では、予算上継続費には市債財源充当しておらなかったものでございまして、この予算等の整合性を考えまして、中期財政見直しにも建設事業債は見込んでおりませんでした。

ただ、事業費が多額になりますと、基金や一般財源ですべてを賄うということは非常に難しゅうございます。投資的経費につきましては、将来便益を受けることになる後世代の方にも負担していただいて、平準化するということが好ましいことから、建設事業債の発行も行っていくかなければならないと考えております。

20年度の起債許可につきましては、19年度を含む前3年度の実質公債費比率の平均値が適用されることになりまして、推計でございますけれども、20年度の3年平均の実質公債費比率については25%未満となることは確実であります。そして、また今回の起債額の10%につきましては、交付税を算入されるということでございまして、そういったことから20年度当初予算については適債事業に市債を充当したものでございます。

積立金の件でございますけれども、中期財政で54億円の基金残というご質問

でございましたけれども、平成19年度の基金残高は先日の部長の定例会での答弁もありましたが50億8,500万円で、市税の増収等ございましたので、19年度見込みとしては53億1,200万円程度になろうかと考えております。

それから、20年度につきましては、53億6,800万円の基金残と見込んでおりましたが、今回多額の事業費が出てまいりますので、予算の委員会の折にもございましたけれども、現在、この事業費を見込みまして中期財政見通しを現在、作成中でございますので、近日中にこの分につきましては国庫の事業費を組み込んだ形でお示しさせていただきたいと考えております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、財政問題について多岐にわたっておりますので、総括的に補足をさせていただきたいと思っております。

今後山積します、いろいろな行政課題を解決していくためにはその裏づけとなる財源が当然必要となってまいります。我々、財政を預かる者といたしましては、まず財源ありきというふうに考えておりますけれども、実際には事業実施の必要性から後年度に送ることによって、実現不可能となれば、それを押して実施することも当然出てまいります。今回の吹操跡地問題もまさしくそういうことであろうかと思っております。

それから、建設事業費につきましては、一過性の事業費でございます。我々一番注目して心配しておりますのは継続事業、大きな事業を実施しますと市債を発行します。その発行によりまして、後年度に公債費の償還が当然出てまいります。今までの財政は非常に逼迫した時期という大きな原因は公債費の償還であり、公共

下水道の繰出金ということを考えますと、100%起債を発行できるにしても、やはりセーブしていかなければならないと考えております。

今回、吹田操車場跡地の分につきましては、先ほどご指摘ありましたように、端数四千数十万円につきましては前年度の繰越金、残る14億円については基金と市債の発行で一応財源を賄っているところでございます。

それから、補正予算の14ページを見ていただければと思っておりますが、ここのところには平成20年度の当該年度の起債の見込み額、45億5,850万円、これは借換債も起債発行分、元金償還金も入っておりますので、新規発行だけを見ますと45億5,850万円のうち、22億1,700万円が新規発行でございます。

今回、7億円を入れまして22億1,700万円、それから元金償還金の方でいきますと、56億4,200万円になっておりますが、新規の元金償還金で借換債を除いた分で行きますと33億7,500円ということになります。この差は10億8,300万円ということで、この差の分が起債残高を減らしていくということになります。過去10年間を見てみますと、平成10年度には普通会計は起債残高がピークでございました。それから公共下水道は平成11年度がピークでございます。今現在、そのピーク時から考えますと、20%減、約80%の起債残高に落としております。これも先ほど言いました元金償還以内の発行額、これを従前から踏襲した結果と思っております。

それから、中期財政見通しの中には、それぞれ経費を含めておりますが、本会議のときにご説明させていただきました

ように、阪急の新駅負担金、それから南千里丘区画整理事業、市営住宅の建替事業、それから毎年、通常出てくるであろう経常的な建設事業費の枠5億円、これらを中期財政見通しの中には入れております。

それから、今回また9月には中期財政見通しの修正版をお知らせしたいと思いますが、先ほどのご質問の中の事業費の増も取り込みまして、それぞれ発表していきたいと思っております。

それから、経常収支比率、実質収支比率、ご質問あったんですが、この機会に説明をさせていただきたいと思っております。実は、普通会計ベースの決算ベース以外に、新地方公共団体財政健全化法というのが制定されまして、平成21年度からは本格実施となります。それでいきますと、実質公債費比率が平成17年から実施されておるのですが、これが平成18年度決算では25.7%ということになります。これをこのまま当てはめると、大体23%ぐらい前後に推移するのではないかと。これでいきますと、25%を切ることは確実というふうに我々は踏んでおります。

しかし、一方実質公債費比率や将来負担比率の計算式の変更が今、国の方で議論されております。といいますのは、都市計画税を徴収しております。決算統計上は臨時的な一般財源ということになるのですが、実質的には都市計画事業や過去の都市計画事業の公債費の償還にも充てております。都市計画税は約16億円あります。これを特定財源扱いになりますと、計算式の分子に当たる一般財源充当額が16億円減ることになります。これでいきますと、実質公債費比率や将来の負担比率、これらも当然影響してまいります。

これが実施されますと、先ほど言いました23%の実質公債費比率が14%前後になるかと思っております。それから将来負担比率では50%未満ということで、実態的には何も変わりはありませんが、計算上ではかなり改善された結果となるかと思っております。これは国の情報を早く承知しまして、できるだけ早い時期に皆さん方に決まりましたら報告をさせていただきたいと思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 1点目のコミュニティ助成制度はわかりました。

それで、吹操跡地の関連でご答弁がありましたけども、私の質問は、今わかっているだけでも吹田操車場跡地利用の全体の工事費がいくらになるのかと。そのうち、これまで防災公園の購入費で6億円の債務負担も組まれました。今回、14億4,000万円の基金取り崩しと市債の発行と繰越金で賄うという措置もしました。

これまで、皆さんもご承知のとおり、3億円は国の交付金などで補助金をいただくと、その他整備で3億円かかりますと。これに当初、1平米4万2,000円で土地の購入代ということで、明らかにされた金額から、いわゆる摂津市が埋蔵物の発掘費用も出すと、これを購入費から差っ引きますということで言っていました。

こういう埋蔵費でかかる費用もどうなのかという問題もあります。単純に5万4,000平米に1万5,000円を掛けますと8億1,000万円になるんです。国の交付金3億円を別にしまして、約3億1,000万円の市の負担になるわけです。財源は、どう使うかは別にしまして、債務負担6億円を含めて、そういうことに間違いはないのかと若干確認を

この際しておきたいと思いますので、その点の確認だけお願いしておきたいと思います。

中期財政見通しと今回の基金取り崩しの関係であります。毎年決算を受けて、中期財政見通しを秋口に出していただきますけども、なかなか前提条件と実際の事業の展開の速度が合いませんから、なかなか理解できない分、概算の概算だということで理解せざるを得ないわけでありまして、お聞きしたいのは平成20年度の中期財政見通しを終えている54億円の基金がどのくらい残るのかということで、先ほどご質問させていただいた、吹田操車場跡地で今後いくら基金の取り崩しをしたり、それが中期財政にどうかかわってくるのかと、事業年度が予算措置年度がありますけども、そういう問題だとか、南千里丘の関係で、そういう市債とか、基金取り崩しをどう考えているのかということを含めて、見通しを、少なくとも今年度、平成20年度でありますので、54億円が今回の第2回定例会時の基金残高38億円で大分差がありますので、せめてこの分だけは大体のお考えは示していただければと思います。

市債残高だとか、元利償還の問題で部長の方からご答弁いただきました。逆に言えば、過去借金多くて、それだけ毎年の元金償還が多いということも言えるわけで、その中で苦勞されて財政運営をやってきたというところはちょっときちっと見ていただきたいと思います。

その上で、南千里丘の全体工事が約44億という話がありました。過去、特別委員会に出された工事費の資料の中で、市の負担が21億6,800万円という数字がありました。いろいろ担当者に聞いていますと、境川にかかる、考えている概算費用が6億5,000万円と、今

回の南千里丘の旧福祉会館の解体撤去などの工事で1億2,000万円プラスということを考えますと、約30億円近くなるわけです。継続費と工事費の金額の差がありますので、なかなか細かい数字は出ませんが、全体工事でいきますと、約29億円を超える市の負担になる。これは境川の分が市の負担になるという前提で数字を申し上げておりますけども、そうしますと、4年前の平成16年度に立てた、2か年で調査を行って最初の計画の市の負担が14億4,600万円でありました。これに比べますと倍を超えるということになります。

そういう点で改めて、この2つの開発問題について税金の使い方についてどうなのかということは私は問われていると思っていますけども、これを言ったら余り論議が広がりますので、余りくどくど申し上げませんが、そういう当初に比べてどんどん増されてきた。今回もまたどんどん増やされるという、この辺の問題について今の市民生活の実態に比べて、どう整合性を図っておられるのかという点をお尋ねし、お聞きしておきたいと思います。

中期財政見通しでの南千里丘のまちづくり分の市債発行の問題であります。昨年の決算の委員会で、実質公債費比率が25%を超えていますから組まれるというご答弁があって、その前提に質問を申し上げたわけであります。

今、公債費の適正化計画というお話がありまして、二重、三重にいろいろな国の財政措置が行われていることが改めてわかったわけであります。そのところから発展させて、例えばこれからは平成19年度の決算見込みの上に立って、2つの開発問題についていろいろ斟酌をされると思いますけども、現状で南千里丘関

係で、継続費を見ますと、全体が35億3,000万円の工事費があります。これは当然阪急の負担分だとか、いろいろ入っている、入っていない部分もありますので、全体工事費の44億円とは若干違います。

その中で、財源を見ますと、一般財源で16億6,000万円、基金より7億5,000万円、地方債で約7億円、国府の支出金、交付金でありますけども、4億1,000万円のお金が財源と示されています。そういう点で、2億2,000万円の南千里丘まちづくりで市債を組んだということでもありますけども、今後、この南千里丘でも地方債の7億円に対して今後どういう見込みを持っているのかということもあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 吹操の事業費、文化財発掘1万5,000円でしょうか、それを差し引いて今回14億4,000万円ということで、それは委員おっしゃいました、プラス8億円ぐらい足すと、31億円であったと思えますけれども、吹田操車場跡地につきましては、平成20年度で用地を先行取得いたしますけれども、区画整理事業としては平成24年度から3か年の予定でしておりまして、そのうち区画整理の防災公園の用地費と事業費を含めまして、約9億円ということで聞いております。

このうち、国府からそれに充てます分で、4億2,500万円は市債充当できるということでございますので、残る分につきましては一般財源、あるいは基金で支払うということになるかと考えます。

それと、20年度の基金残高はどうなるのかということでございます。これは先ほどご答弁申し上げましたように、現

在、南千里丘と吹田操車場、市営住宅、この3つの事業を組み込みまして、現在中期財政見通しを作業しております。

その中で、20年度につきましては、事業費として阪急の負担金2億1,000万円を足しまして37億円程度を見込んでおりまして、その中にそれに対して市債につきましては、約14億円、それから基金につきましては約14億円を充当するというのをいたしますと、これはあくまでまだ試算中でございますけれども、53億6,800万円の残高と申しておりました前回から比較いたしますと、3億程度減少いたしまして、約50億程度になるのかなと考えております。これはすべて基金、一般財源を充当するのではなくて、市債発行をすることによりまして基金が50億残高になろうかと考えております。

それから、南千里丘の事業が膨らんでいるのではないかとございまして、吹田操車場も含めまして、事業費の中身につきましては、駅前等再開発特別委員会で審議されると考えておりますので、こちらの総務常任委員会では控えさせていただきますと思えます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、今ご質問あったんですけども、今財政課長が言いましたように、事業費そのものについては駅前等再開発特別委員会でご審議をお願いしたいと思っております。といいますのは、各委員さんと我々が持ち得ております情報というのは大体共通化を図っております。今後どういうふうに事業が発展し、あるいは事業費が変更するかもわかりませんので、金額については控えさせていただきますと思っております。

それから、それぞれ事業をするには多

額な経費が必要なんですけれども、基金残高の話です。基金残高につきましては、本会議のときにも答弁させていただきましたように、平成19年度末は53億円残ります。これは決算で基金の取り崩しを予定しておりました6億5,000万円弱ぐらいを取り崩さずに大体2億円弱ぐらいの実質収支黒字というようなことが実現できるということで53億円の基金になります。

これを中期財政見通しと比較しますと、中期財政見通しでは、50億8,500万円というふうに予定をしておりました。ここでいきますと、約2億円ぐらい。それから決算の分では9,500万円、それが2億円ぐらいになりますので、約3億円ないし4億円ぐらいの黒字の増となります。これを単純にまた今回取り崩し額、8億2,500万円を引きますと、38億円に単純になるんですけれども、ここには平成20年度の不用額やあるいは歳入の増を見ておりません。我々中期財政見通しを出すときには、それらも今までの経験則の中から不用額がこれくらい出るのではないかとということもあわせて、中期財政見通しを示しております。

前回にお示ししました中期財政見通しでは、53億6,800万円基金が残るといふふうに思っておりますが、今回で補正しております基金からの取り崩し金、これを斟酌しますと、約50億円ぐらいになるのではないかと考えております。

それぞれ決算を踏まえますと、そういうふうに不用額が出てくるのですけれども、当初予算を組むときには、経常経費でも賄い切れないという状況がありまして、それぞれ当初予算では基金を取り崩した予算計上になっています。それが決算しますと、また基金が返せると、こん

な繰り返しの中でできるだけ基金を温存しながら、今後発生するであろう多額な事業費については対応していきたいと思っております。

それと、先ほども答弁をし、くどくなりますけれども、公債費の市債の発行と併用しながら、うまくバランスをとった事業費の財源内訳を確保していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最後、ご意見だけ申し上げます。

改めて税金の使い方といいますか、今、吹操跡地で市の負担分、財源が債務負担であれ、基金であれ、市債であれ、31億5,000万円現状かかるわけですね。南千里丘は約30億円、合わせて60億円になるわけですね。これにガソリン代、石油を含めて諸物価の高騰があります。その辺がいろいろ当初考えてきた予定額に大きな影響を与えますので、さらに市の負担がふえるだろうということもあります。

そうしますと、60億円か70億円のお金が2つの開発で現状では出ざるを得ない。ということは、一般会計の年間の約310億円ですから、2割を占めるお金が2つの開発に使われるという、このことが最近市長もよくおっしゃっていますけれども、身の丈に合った行政であり財政を行っていくんだということから見て、どうなのかという問題もありますし、今、貧困と格差の問題についても、その状態は摂津市も同じでありますし、いろいろ各担当と国保の問題とか、市民生活関連問題で懇談会をさせていただいておりますけれども、その中で日々の生活にしんどい部分がたくさんふえておりますし、それは皆さんもご承知だと思います。

そういうことを斟酌しますと、こういう使い方でのいいのかということは常々受けとめていただいて、財政運営、行政運営をしていただきたいということを改めて今日、申し上げておきます。

終わります。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第49号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 この条例改正の件なんですけども、3点ばかりお聞きしたいと思います。

1点目は、基本的な国の政令の改正に伴ってということなんですけども、改正の理由がわかれば教えていただきたいと思います。それについては、今回の200円が217円に増額の改正の理由、もしわかれば教えていただきたいと思います。

それと、補償基礎額の増額ということになりますので、その辺の共済さんへの掛金の絡みが上がるのか、下がるということはないと思うのですけれども、その辺、変動との関係を教えていただきたいと思います。

それと、補償条例、過去に支出をした、共済費を請求した、そういう事例があればお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、ただい

ま委員から質問がありました3件についてお答えいたします。

まず1つ目ですが、200円から217円、これに増額された算定根拠でございますが、今回の改正は配偶者以外の扶養親族に係る給付の基礎額の加算額を上げるもので、根拠としましては国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律、この改正によりまして配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当について、一部以前6,000円であったものが6,500円、これは月額でございますが、これに改正されましたことを受けまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたこととなります。

基準政令及び本市消防団員等公務災害補償条例では、補償基礎額として、日額で示しておりますので、これを用いているところから、以前は月額6,000円を30で除した金額である200円を6,500円を30で叙した金額であります217円に改めるものでございます。

続きまして、補償基礎額の値上げに伴って掛金は上がるのかというご質問でございますが、掛金につきましては、消防団1人当たり、これが1,900円でございます。これは昭和61年からずっとそのまま据え置きとなっております。今回の改正にリンクして上がるものでは決まらせておりません。

それと3点目でございます。この事例はあるのかというご質問でございますが、平成9年から現在までのところ8件ございます。ただ、すべて療養補償ということになっておりまして、いわゆる病院での治療費でございます。その補償部分でございますので、今回の改正の扶養親族の加算額にはかかわらないものでございます。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 どうもありがとうございます。確認なんですけども、今回217円ということで、今まで扶養親族はそのうち1人については217円という言葉が消えて、一律に217円という言葉になったということは、扶養親族何人でも217円が適用されるのかと、1つお聞きしたいと思います。

それから、補償された事例ということで8件あったということなんですけども、今までは療養補償、病院に入院されたということで死亡等々はなかったということなんですけども、これにつきましては、今後またしっかりと安全第一としたような形の消防団の活動についてお願いしたいと思います。

その1点だけ確認をしたいと思います。

○山本善信委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 200円がすべて217円になるのかというご質問でございます。従前は、扶養親族である配偶者、また扶養親族でない配偶者、例えば配偶者が収入なり、何なりがありまして、扶養親族にならない場合については、細かい取り決めで、1人目については217円で、その他については200円ですよという基準がありました。今回の改正によりまして、すべて扶養親族の加算額は217円に統一されるということになりました。

その他、配偶者がいない場合、年齢の特例加算、いわゆる15歳から22歳までの扶養親族がいるかとか、そのあたりによって加算額は一応変更されますが、基本としまして配偶者以外の扶養親族、これは217円すべてに適用されます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時 1分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第44号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時2分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 野口博